

障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の！ 業務継続計画（BCP）作成ポイント

本日の主な内容

○ 業務継続計画（BCP）の基礎知識

1. 業務継続計画（BCP）とは
2. 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の必要性
3. 障害福祉サービス事業者に求められる役割
4. 業務継続計画（BCP）導入のイメージ

○ 業務継続計画（BCP）の作成ポイント

1. 自然災害（地震・水害時）のフローチャート
2. 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（共通事項：抜粋）
 - ① リスクの把握と被害想定
 - ② 優先業務の選定（優先する事業：優先する業務）

<休憩10分>

- ・自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（通所系・固有事項）
- ・自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（訪問系・固有事項）
- ・自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（相談支援系・固有事項）

- ③ 平常時の対応（電気・ガス・水道・通信・システムなどライフライン）
 - ④ 緊急時の対応（職員参集基準・避難判断基準・重要業務の継続）
- ## ○ 業務継続計画（BCP）とPDCAサイクル（改善のためのサイクル）

業務継続計画 (BCP) とは

BCP: Business Continuity Plan (業務継続計画)
(ビジネス・コンティニューイティ・プラン)

- 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても
「重要業務」を中断させない!
- または、中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための「**方針、体制、手順など**」を示した計画
「業務継続計画(BCP)」が重要です。

障害福祉サービス事業所等における(BCP)の必要性

BCP: Business Continuity Plan (業務継続計画)

(ビジネス・コンティニューイティ・プラン)

- ◆ 障害福祉サービス事業所等では災害が発生した場合、一般に「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、「利用者へのサービス提供」が困難になると考えられています。
- ◆ 一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を障害福祉サービス事業所等の提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは「利用者の生活・健康・生命」の支障に直結します。
- ◆ 他業種よりも障害福祉サービス等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、「重要業務を継続的に提供できる体制」を構築することが求められます。

※ 2021年の「報酬改定」では「感染症や災害が発生した場合」であっても、必要な福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付けることとされました。

【省令改正】(※令和6年3月31日まで努力義務: 4月1日より義務化)

障害福祉サービス事業者に求められる役割

◆ 利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もいます。自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保すること」が最大の役割です。そのため、**「利用者の安全を守るための対策」**が何よりも重要となります。

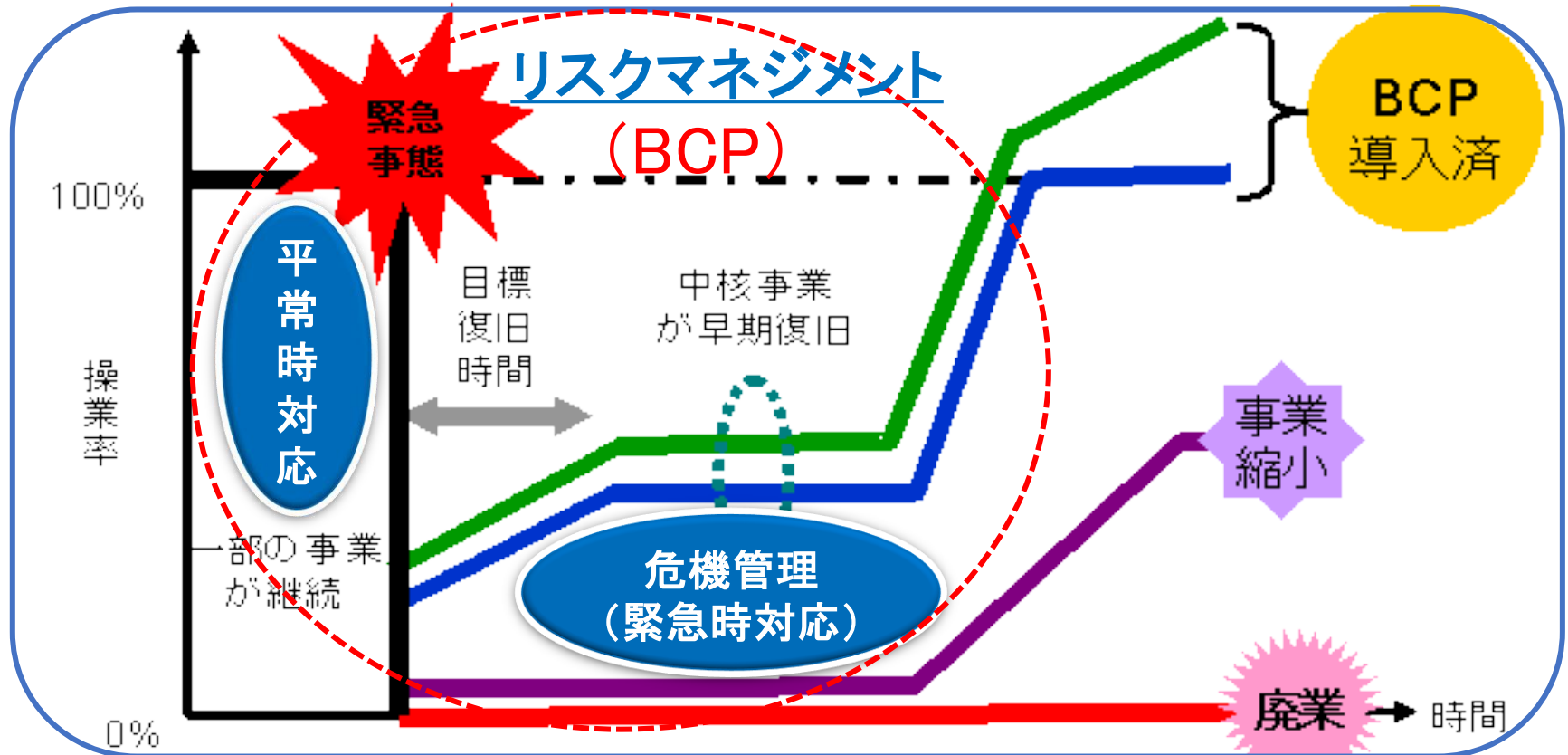
◆ サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。したがって、入所・入居系サービスにおいては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要です。**「入所・入居系サービスは利用者に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となります。」**また、**「通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努める」とともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。**

◆ 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されます。したがって、労働契約法第5条(使用者の安全配慮義務)の観点からも、**「職員の過重労働やメンタルヘルス対応の適切な措置」**を講じることが使用者の責務となります。

業務継続計画 (BCP) 導入のイメージ



事業所が大地震・水害などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。
 (図:参照)何も備えを行っていない事業所では、事業の復旧が大きく遅れて**事業の縮小**を余儀なくされたり、復旧できずに**廃業に追い込まれたり**するおそれがあります。**事前対策(平常時対応)や危機管理(緊急時対応)が重要です。(BCP)**

業務継続計画（BCP）の内容・概要

自然災害（地震・水害等）BCPのフローチャート

避難確保計画の策定に準拠する

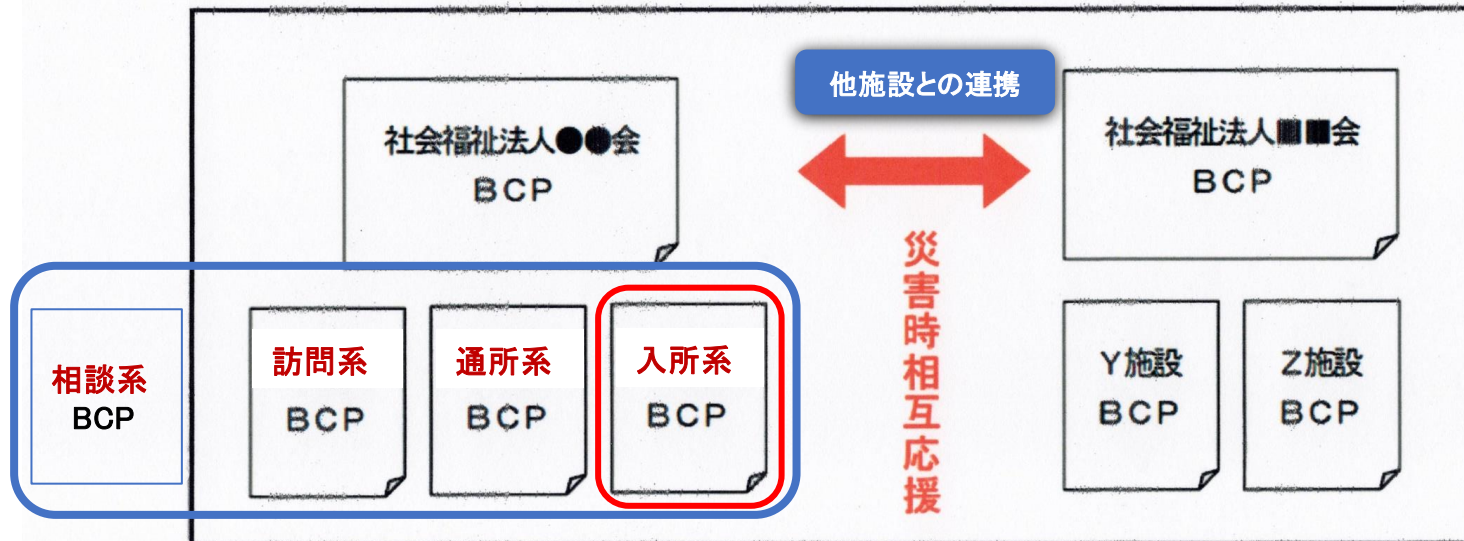


業務継続計画（BCP）の作成ポイント

- 1, 複数の施設・事業所を持つ法人では、
法人本部としてのBCPも別途作成することが望まれます。
 (1) 法人本部のBCPと施設・事業所単位のBCPは**連動していること**
 (2) 法人本部は各事業所と**連携しながら**BCPを作成すること

➤ 「ひな形」などを有効に活用して、**事業所の実情に合った「事業継続計画（BCP）」**を作成する。

<参考> 法人本部BCPと施設・事業所単位のBCPの関係



兵庫県CG重ねるハザードマップ：(参考)

CGハザードマップ 20
兵庫県C.G.ハザードマップ(自然災害対策情報ポータルサイト) トップ > ハザードマップ

災害リスク情報 表示中の情報 **重ねるハザードマップ：住所……**

土砂災害/高潮(重ねるハザード)

住所 使い方 印刷

左地図(国土地理院の「重ねるハザードマップ」)に載っていない情報や最新の情報は下のページをご覧ください。

- 土砂災害警戒区域等**
(最新の指定状況や拡大図等)
- ため池決壊による浸水想定区域**
- 指定避難場所等**
(指定状況や各施設についてくわしく調べたい場合)
- バーチャルハザードマップ**
(洪水浸水想定を写真や映像で再現)

洪水想定区域設定の考え方等をくわしく調べる
▶ 洪水 ▶ 高潮 ▶ 津波

洪水想定区域等のデータを入手する
▶ オープンデータカタログ

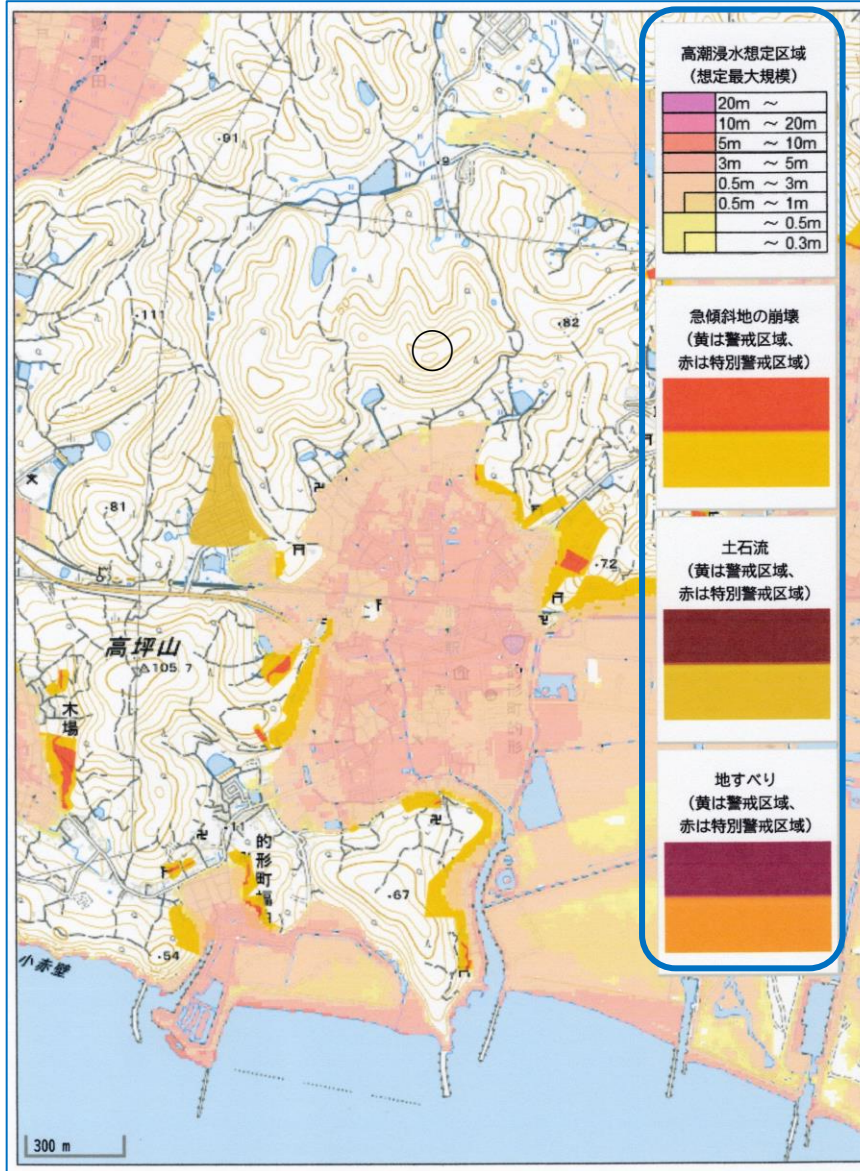
知りたい場所の浸水リスクがわかる
▶ 浸水ナビ ▶ 兵庫県浸水実績図

標高：30.9m (データソース：DEM5A)

令和5年度にリニューアルされました。

※土砂災害警戒区域等については、最新の指定状況ではない場合があります。詳しくはページ右側の「土砂災害警戒区域等」のリンク先をご確認ください。出典：「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

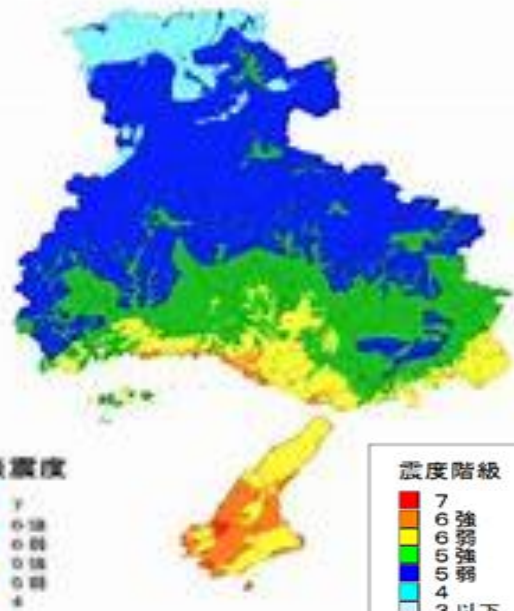
兵庫県CG重ねるハザードマップ：印刷



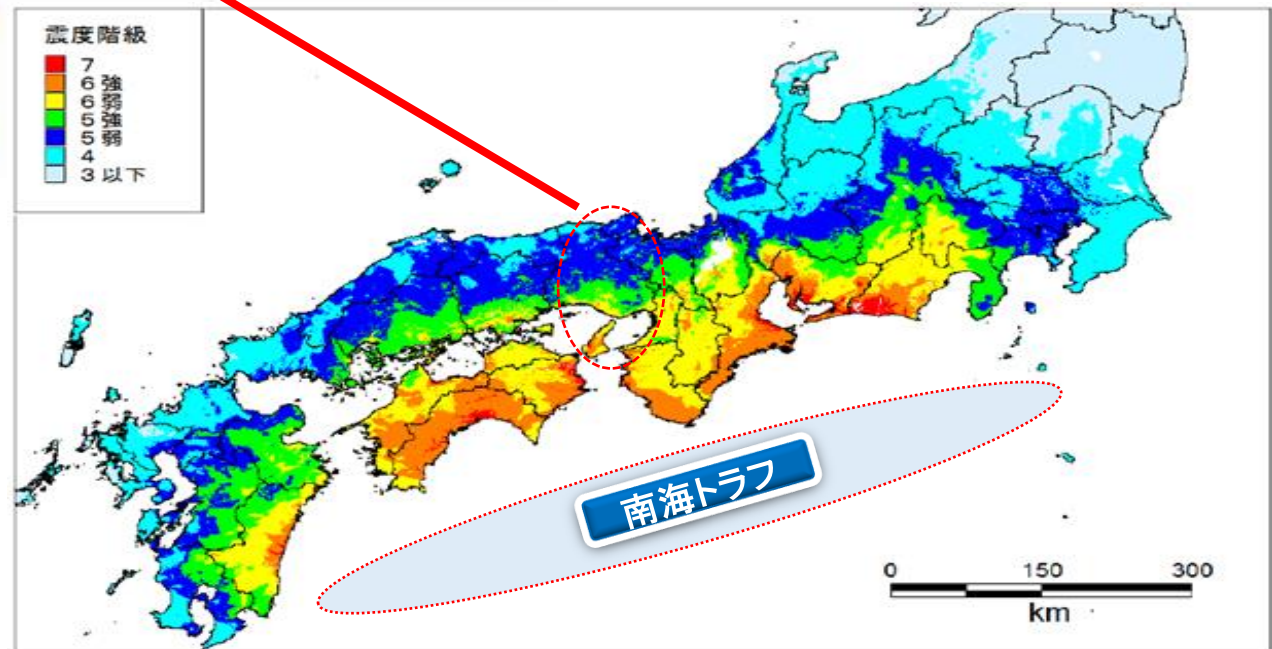
◆ 施設・事業所が所在する自治体などのハザードマップなどを貼り付ける。

◆ 自治体などが公表するハザードマップなどを確認し津波・風水害(洪水・高潮)など災害リスクを把握したうえで施設・事業所に応じた対策を検討する。

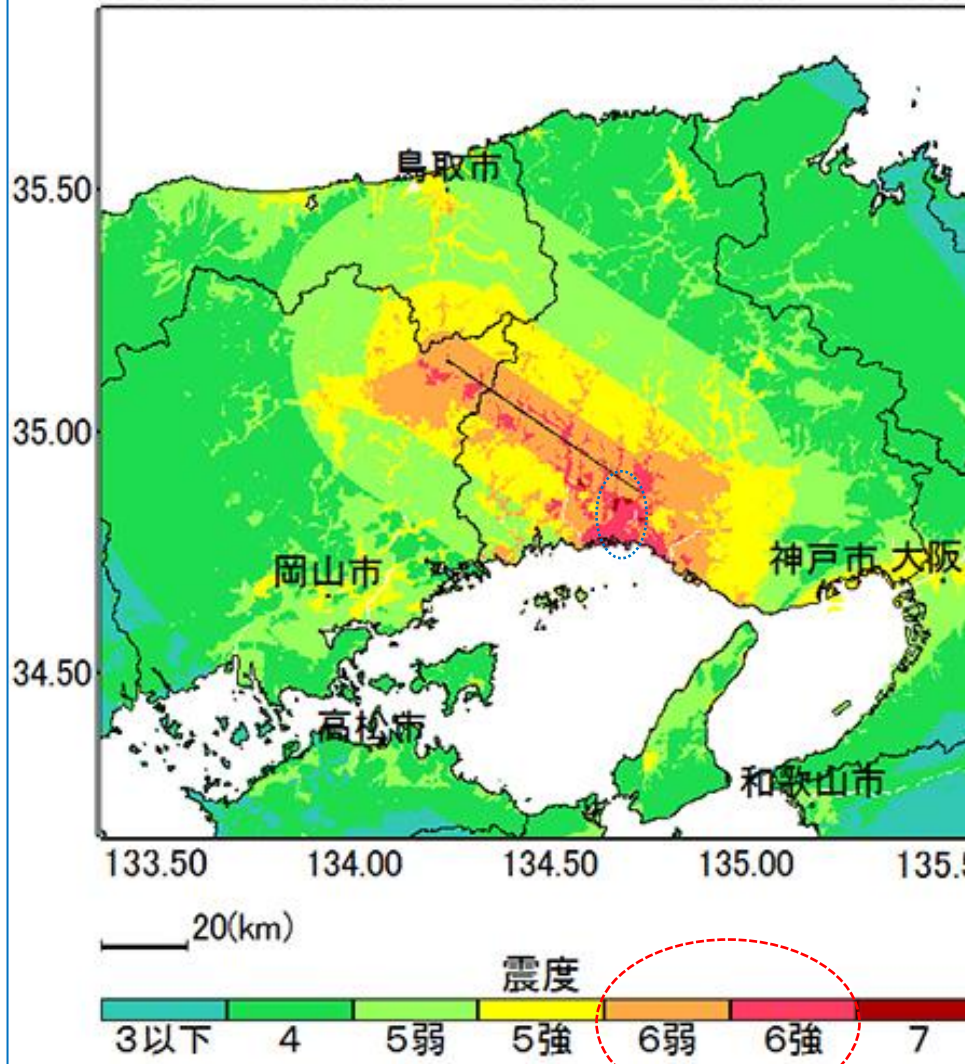
南海トラフ震源分布と震度(兵庫県)



震度	兵庫県市町名(阪神省く)
7	洲本市、南あわじ市
6強	姫路市 、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、加古郡播磨町、
6弱	相生市、赤穂市、小野市、三木市、加東市、加古郡稲美町、揖保郡太子町、
5強	豊岡市、西脇市、篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、神崎郡市川町、神崎郡福崎町、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、多可郡多可町、
5弱	美方郡新温泉町、



山崎断層帯震源分布と震度（兵庫県）



・山崎断層帯主部(北西部)は今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになります。

・山崎断層帯主部(北西部)では、M7.7程度の地震が発生する可能性があり、そのときの左横ずれ量は2~5m程度となる可能性があります。

・姫路市周辺の平野部などでは震度6強の大変強い揺れが予測されます。平野や盆地は地盤が弱く、揺れやすいため、断層帯から離れていても揺れが大きくなりますので、注意が必要です。

災害リスクと被害想定シート:(例)

自然災害	災害リスクと被害想定(事象・脆弱性・影響)
<p>地震災害 (津波)</p>	<p>■ 被害想定</p> <p>① 事象(災害リスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震が発生した場合、震度6強の揺れが想定 <p>② 脆弱性(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒防止等対策が行われていない ・非常時における電源の確保策を行っていない ・従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない <p>③ 影響(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室の家具、事務室のキャビネットなどの転倒防止 ・「電気の確保策」「電気の代替策」などの対応策を講じておく ・被災後最低3日目まで、自力で業務継続するための十分な備蓄を行う
<p>風水害 (洪水・高潮 土砂災害)</p>	<p>■ 被害想定</p> <p>① 事象(災害リスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨による洪水や台風などによる高潮が発生した場合、1~3mの浸水が想定 <p>② 脆弱性(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者(法人・施設間・利用者家族・職員等)との連携が十分に行われていない ・浸水対策が行われていない ・上下水道の停止に備えた対策が行われていない <p>③ 影響(対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者(法人・施設間・利用者家族・職員等)との緊急連絡網の整備と訓練 ・側溝、排水溝の点検や止水版、土のうの準備 ・「飲料水」「生活用水」に分けて、確保策を講じておく

脆弱性(課題)チェック表

<ヒトに関する脆弱性(課題)> (例)

確認	脆弱性(課題)	災害種類
	在宅・リモートワークで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
	関係者(法人・施設間等)との連携が十分に行われていない	全て
	関係機関・団体(行政・医療・他施設・自治会・ボランティアなど)連携が十分に行われていない	全て
	災害時対応体制(連絡体制等)が構築されていない	全て

<モノに関する脆弱性(課題)> (例)

確認	脆弱性(課題)	災害種類
	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電気設備に対し、出火防止の対策が行われていない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	予測される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない	地震
	地震 予測される震度に対し、設備の耐震対策が行われていない	地震
	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所からの重量物落下に対して対策が行われていない	地震
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定より低い位置に物品が保管されている	水害
	転倒防止等対策が行われていない	地震
	ガス供給の停止に対する対策が行われていない	全て

◆ 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携して決めておく。

★事業が一つしかない場合は、この項目は不要。

なお、訪問系で複数の事業を実施している場合等は、どの事業を優先するかについてあらかじめ決めておく。

＜優先する事業＞

(1)入所系事業

(2)訪問看護事業

(3)

＜当座停止する事業＞

(1)通所介護事業

(2)通所リハビリテーション

(3)

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

補足資料が必要です。

①で記載した優先する事業のうち、優先する具体的な業務と必要な職員数について、あらかじめ決めておく。

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
食事介助	● 人	● 人	● 人	● 人
排泄介助	● 人	● 人	● 人	● 人
与薬介助	● 人	● 人	● 人	● 人
.....	人	人	人	人
.....	人	人	人	人

重要業務(支援に関する考え方):参考

① 基本的な業務

対象業務	継続・縮小の考え方	備蓄可能な資源
<ul style="list-style-type: none"> ・食事 ・水分補給 ・排泄 ・入浴 ・調理 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事・水分補給は出来る限り通常通り実施する。 ・排泄は職員の参集状況によって対応が異なる。おむつ着用、あるいは陰部洗浄をしないなどの簡易対応も検討する。 ・入浴は被災後3日間は実施せず、ウエットティッシュによる清拭などで代替する。寒冷地や冬季では、ウエットティッシュを加温するか、加温したタオルで対応する。 ・基本的な間接介助業務は、必要な業務に限定し、様々な形態のきざみ食、流動食などを備蓄食料を活用して調理する。 ・ライフラインの停止時は、基本的には備蓄食料を活用する。 ・ガスが停止した場合にも暖かい食事が提供できるよう、薪やかセットコンロの備蓄をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、洗浄用水 ・排泄用の水タンク ・非常食 ・紙おむつ ・ポータブルトイレ ・使い捨て食器、サランラップ ・ウエットティッシュ ・カセットコンロ、ポンベ(ウエットティッシュ・タオル・非常食等の加温用)

② 移動に関する業務

対象業務	継続・縮小の考え方	備蓄可能な資源
<ul style="list-style-type: none"> ・離床 ・更衣 ・移動 ・体位変換 ・徘徊者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・体位変換は利用者の生命の維持に不可欠であるため、継続して実施する。停電によりエアーマットが使用できない場合は簡易式のエアーマット、褥瘡予防用のマットなどで代替し、体位変換の頻度の低い利用者について人手で対応する。(そのため、職員が対応する頻度と負担が増える) ・離床・更衣・移動は、職員の参集状況などを考慮して対応を検討する。離床の回数を減らす、移動の対象者を限定する、更衣は汚れた場合のみ対応することなどで、作業の簡易化を図る。 ・認知症などの徘徊者対応は、該当する利用者の人数・施設の方針などにもとづいて対応を検討する必要があるが、職員がいるところで見守り対応などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブル自家発電機 ・褥瘡予防用マット(電気を使用しないもの)

重要業務(支援に関する考え方):参考

③ 健康管理等に関する業務

対象業務	継続・縮小の考え方	備蓄可能な資源
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養管理 ・健康管理 ・相談・助言 ・温度管理 ・体温測定 ・血圧測定 	<p>・健康管理等に関する業務は、利用者の生命・生活の維持にとって重要であり、優先的に実施する。ただし、被災後3日間という短期間では職員の参集状況により、栄養管理・相談・助言等を休止することも検討する。</p> <p>・健康管理は通常通り実施する。心のケアという側面から健康管理を重視する考え方もあり、施設の方針や職員の参集状況に応じて対応する。</p> <p>・体温測定・血圧測定は平時から対応が必要な利用者は継続して実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具(電力を使用しないもの) ・施設管理マニュアル等 ・血圧測定器(電気を使用しないもの)

④ 医療行為に関する業務

対象業務	継続・縮小の考え方	備蓄可能な資源
<ul style="list-style-type: none"> ・与薬 ・呼吸管理 ・褥瘡処置 ・吸引・吸痰 ・導尿 ・経管栄養 ・診察 	<p>・医療行為に関する業務は、利用者の生命・生活の維持に不可欠であり、全て最優先で実施する。</p> <p>・応援体制も含め、看護職の確保に全力をあげる。</p> <p>・介護職が対応することが認められた医療行為については、できるだけ介護職が対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブル自家発電機 ・洗浄用水 ・導尿用具 ・経管栄養剤、ホース等

重要業務(管理に関する考え方):参考

⑤ 管理部門の業務

分類	中分類	業務	継続・縮小	考え方
管理業務	-	ケアプラン作成	×	A4用紙1枚に、名前、年齢、ケアや医療行為のポイントを記述したカードがあればよい
	-	重要書類管理	◎	行政関係、本人との契約書、ケア記録
	-	情報システム管理	×	
	-	問い合わせ対応	◎	行政、家族、医療、地域関係者への問合せ対応
経理業務	-	介護保険請求	×	後で請求可能
	-	給与計算	×	概算払いをして、後で対応可能
	-	納入業者支払い	×	概算払いをして、後で対応可能
施設管理	設備機器等の保守・点検に関する業務	電気設備	◎	非常用電源の稼動
		上下水設備	○	復旧後に係る準備(目視で上下水道管の破損点検)
		ガス設備	○	復旧後に係る準備(ガス漏れがないかの一次点検。ガス開通前に専門的点検必要)
		ボイラー運転	×	電源、冷却水が必要。事業者への対応依頼
		医療機器	◎	
		消耗品・燃料等の在庫管理・発注	◎	
		改修・修繕業務	×	

重要業務（支援における優先業務の実施必要性）

※ 施設の特性（地域特性・経営理念・利用者の医療ニーズ等）に合わせて変更して下さい。

部門	分類	業務	実施必要性(例)				
事業部門	直接 生活 介助	モーニングケア(バイタルチェック、洗顔、髪型、髪 剃り、口腔ケア)	◎	管理部門	その他	血圧測定	◎
		排泄	◎			吸引・吸痰	◎
		離床	○			導尿	◎
		食事・補水	◎			経管栄養	◎
		更衣	×				
		移動	○			レクリエーション	×
		体位変換	◎			感染症対策	◎
		入浴	×			こころのケア	○
		保清	○				
		ナイトケア(バイタルチェック、口腔ケア)	○				
		送迎	△				
		巡回	◎				
	間接 生活 介助	調理	◎	管理部門	管理業務	ケアプラン作成	×
		洗濯	×			重要書類管理	◎
		シーツ交換	×			情報システム管理	×
		相談・助言	○			問い合わせ対応	◎
		栄養管理	◎				
		健康管理	◎				
		温度管理	◎				
	清掃	×					
	機能訓練 関連行為	訓練・リハビリ	×	管理部門	経理業務	介護保険請求	×
		マッサージ	×			給与計算	×
	医療 関連 行為	与薬	◎	管理部門	施設管理	納入業者支払い	×
		診察	◎			電気設備	◎
		呼吸管理	◎			上下水設備	○
じよくそう処置		◎	ガス設備			○	
体温測定		◎	ボイラー運転			×	
				医療機器	◎		
				消耗品・燃料等の在庫管理・発注	◎		
				改修・修繕業務	×		

重要業務（支援における優先業務の選定：記載例）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。

※：電気の復旧が3日は震度6の想定。震度7では7日に復旧の想定

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(震災後6時間)	50%(震災後3日)	70%(震災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針			生命・安全を守るために必要最低限のサービスを提供徒歩で出勤可能者で対応震災後数日、職員は施設泊	食事、排泄を中心 その他は休止または減電復旧(※)。道路仮復旧。 被災者出勤不可	一部休止するが ほぼ通常通り 応接者の支援あり	ほぼ通常通り 水道復旧。ガスはLPの想定
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、 排泄、 医療的ケア、 清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応接者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応接者の手配 行政、関連団体等への応接要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 応接者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応接要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応接者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 職員の復帰に合わせ応接者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴、 機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)。ティッシュ等 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会

付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)



コーヒーズレイク



10分



- **BCP作成のポイント
(続く)**

通所サービス固有事項(訪問・相談支援:共通)

【平時からの対応】

【災害が予想される場合の対応】

【災害発生時の対応】

自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(通所系)

【平時からの対応】

- ◆サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておくことが望ましい。
- ◆特定相談支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を整理しておく。
- ◆平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、職能・事業所 団体等)と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- ◆台風などで甚大な被害が予想される場合は、サービスの休止・縮小をされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく。特定相談支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ◆サービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ◆利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。
- ◆被災により一時的に事業所が使用できない場合は、利用者宅を訪問するなど代替サービスの提供を検討する。

自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(訪問系)

【平時からの対応】

- ◆サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておくことが望ましい。
- ◆特定相談支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等を検討しておく。
- ◆発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ◆避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、職能・事業所団体等)と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- ◆台風などで甚大な被害が予想される場合などは、サービスの休止・縮小を想定し、その基準を定めておくとともに、特定相談支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ◆サービス提供を長期間休止する場合は、特定相談支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ◆あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中または移動中の場合の対応を行う。
- ◆特定相談支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。

自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(相談支援)

【平時からの対応】

- ◆災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。(適宜更新する)
- ◆緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておくことが望ましい。
- ◆平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- ◆避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。
- ◆市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努めること。
個別避難計画、サービス等利用計画や利用者台帳間の情報連携を適切に図ること。

【災害が予想される場合の対応】

- ◆訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、サービスの休止・縮小を想定し、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。
- ◆また、自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

自然災害発生に備えた対応・発生時の対応（相談支援）

【災害発生時の対応】

◆ 災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、障害福祉サービス等の実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

(例)通所系・訪問系サービスについて、必要に応じて他事業所の通所系サービスや、訪問系サービス等への変更を検討する。

◆ 避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

◆ 災害発生時で事業が継続できない場合には、市町村、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。

平常時の対応策(ライフライン等): 参考

項目	確認事項 (対応策)
1. 建物・設備の安全対策 (地震・水害)	<input type="checkbox"/> 建物の建築年を確認し、1981年以前の建物は耐震補強を検討する。 <input type="checkbox"/> 設備・什器類の転倒・転落・破損等の防止措置を講じておく。 <input type="checkbox"/> 建物や設備類が浸水する危険性を確認し、対応策を記載する。
2. 電気が止まった場合の対策	<input type="checkbox"/> 被災時に稼働させるべき設備を記載する。 <input type="checkbox"/> 「電気の確保策」「電気の代替策」の現状確認と対応策の検討を行い、記載する。
3. ガスが止まった場合の対策	<input type="checkbox"/> 被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。
4. 水道が止まった場合の対策	<input type="checkbox"/> 「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ「確保策」「削減策」を記載する。
5. 通信が麻痺した場合の対策	<input type="checkbox"/> 被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。 <input type="checkbox"/> 利用者家族や職員、関係機関などの緊急連絡網を整備しておく。 (携帯電話/携帯メール/PHS/PCメール/SNS等)
6. システムが停止した場合の対策	<input type="checkbox"/> 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策や、データ類の喪失に備えてバックアップ等の方策を記載する。
7. 衛生面(トイレ等)の対策	<input type="checkbox"/> 「利用者」「職員」双方のトイレ対策や汚物の処理方法を記載する。
8. 必要品の備蓄	<input type="checkbox"/> 被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。 <input type="checkbox"/> 行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するための備蓄を行う。 <input type="checkbox"/> 備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。 <input type="checkbox"/> 感染対策に係る資材、防護具等についても在庫量・必要量の管理を行い、数日分の備蓄を行うことが望ましい。
9. 資金手当て	<input type="checkbox"/> 災害に備えた資金手当て(火災保険など)や緊急時に備えた手元資金等(現金)を記載する。

平常時の対応策(ライフライン等):参考

～ライフラインの復旧は「電気 → 水道 → ガス」の順番?～

電気・水道・ガスが
9割程度復旧するまでの日数



	東日本大震災 (2011/3/11)	阪神淡路大震災 (1995/1/17)
⚡ 電気	6日	2日
💧 水道	24日	37日
🔥 ガス	34日	61日

- ・首都直下地震による復旧目標日数(内閣府)
 - 【電気】6日程度
 - 【水道】30日程度
 - 【ガス】55日程度
- ・西日本豪雨の場合での復旧(2018年7月8日)
 - 【電気】1週間程度
 - 【水道】3週間程度
 - 【ガス】5日後
- ・熊本地震の場合での復旧(2016年4月14日)
 - 【電気】1週間
 - 【水道】1週間で大きく改善後、緩やかに改善
 - 【ガス】2週間

- 注意したいのが水道です。大規模な地震が発生した場合、
- 水道の復旧には1～3週間程度はかかってしまうようです。
- 人間にとって、水は必要不可欠なもので、人間のからだの約60%は水分です。厚生労働省が提唱する成人の1日に必要な水分摂取量は2.5L(内:飲料水は1.2L)です。
- 必要水分量は年齢や体重で異なります。(体重(kg)×年齢別必要量(ml)=必要水分量)
(例えば、年齢が60歳で体重60kgの場合の必要水分量は1.8Lです。)
- 大震災を想定するのであれば、飲料水は1週間分程度は用意しておきたいところです。

【年齢別必要量】
30歳未満・・・40ml
30～55歳・・・35ml
56歳以上・・・30ml



電気が止まった場合の対策(平常時)

- 被災時に稼働させるべき設備を記載する。
- 「電気の確保策」「電気の代替策」の現状確認と対応策の検討を行い、記載する。

<要点解説>

① 自家用発電機が設置されていない場合

- 電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討。
- 自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用することも有用である。

② 自家用発電機が設置されている場合

- 自家発電機を稼働できるように、予め自家発電機の設置場所・稼働方法を確認しておく。
- 自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。
(例. 最優先：医療機器・情報収集、優先：照明・空調)

ガスが止まった場合の対策(平常時)

■被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

<要点解説>

- 都市ガスが停止した場合は復旧まで長期間（1か月以上）要する可能性がある。
- カセットコンロは火力が弱く、大量の調理は難しい。それらを考慮して備蓄を整備することが必要である。
- プロパンガス、五徳コンロなどでの代替も考えられる。

<記載例>

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロ、灯油ストーブ
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート
給湯設備	入浴は中止し、清拭

水道が止まった場合の対策(平常時)

- 「飲料水」「生活用水」に分けて、それぞれ「確保策」「削減策」を記載する。

<要点解説>

①飲料水

- 飲料水用のペットボトルなどは、当面の運搬の手間を省くため、入所者・利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。なお、一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5~3.0リットル程度である。
- 飲料水の備蓄では、消費期限までに買い換えるなど定期的なメンテナンスが必要。

②生活用水

- 生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用され、対策は「水を使わない代替手段の準備」が基本。
- 「トイレ」であれば簡易トイレやオムツの使用、「食事」であれば紙皿・紙コップの使用などが代表的な手段である。
- 「入浴」は優先業務から外すことで、生活水の節約にもつながる。給水車から給水を受けられるよう、ポリタンクなど十分な大きさの器を準備しておくことも重要である。また、浴槽は損傷がなければ生活水のタンクとして活用可能。
- 井戸水の活用も有効。(間違っても飲用しないこと)

通信が麻痺した場合の対策(平常時)

- 被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。
- 利用者家族や職員、関係機関などの緊急連絡網を整備しておく。
(携帯電話/携帯メール/PHS/PCメール/SNS等)

<要点解説>

- 被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備しておく。
- 整備した緊急連絡網はいざという時に活用できるよう、定期的にメンテナンスを行う。
- 被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることもある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

システムが停止した場合の対策(平常時)

- 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合の対策を記載する。
- 浸水リスクが想定される場合はサーバの設置場所を検討する。
- データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

<要点解説>

- PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管（上階への保管、分散保管など）しておく。
- PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。
- いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。
- BCP等の災害対策の書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておくとうよい。

ライフラインの停止と対応策(事例)

ライフライン	
① 電気	<ul style="list-style-type: none"> 非常用自家発電装置について、稼働可能時間や使用方法、用途等を把握する。外部業者の点検の際などに確認し、どの職員でも対応できるよう手順書を作成しておく。 ポータブル発電機について、用途に合わせた必要数・必要時間などを検討する。電力を使用する資機材(エアーマット、吸引機等)とその利用頻度等から、発電機の数や燃料備蓄について検討しておく。 一般的な施設においては、3日程度の停電を見込んで備えておく。 <p>(事例)</p> <p>医療系を併設した施設へは電力会社が電源車を派遣して、電気を供給した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調は停電により停止する可能性が高い。空調の停止により体調を崩す可能性のある利用者がある場合は、夏季・冬季それぞれに電力を使用しない冷暖房器具・用品とその燃料を確保しておく。 非常用電源に接続していない設備機器等は使用不能となるため、電力を使用しない代替機器等で対応する。 体位変換・じょくそう処置は、エアーマットの使用ができなくなるにより、じょくそうになりにくいマットを使用するか、入手で体位変換を対応する。 コールは、巡回強化により対応する。 吸引・吸痰は、自家発電やポータブル発電機があれば可能である。 滅菌消毒は煮沸消毒で対応する。 清掃は掃除機が使えないため、掃き掃除で行う。 モーニングケア、ナイトケア等は、日中の明るい時間帯に実施する。
② 上下水	<ul style="list-style-type: none"> 上水道を利用している場合、断水により水を使用できなくなる。受水層・貯水槽があっても、汲み上げ等に電力を使用している場合は停電により使用できなくなる。水槽の残余分は利用できる。 井戸水利用では上水道断水の影響を受けないが、汲み上げに電力を使用している場合、停電で使用できなくなる。手動で汲み上げることが可能であれば、タンク等を備蓄しておくことが考えられる。 調理、食事・補水は、備蓄の水、容器で対応する。井戸水、受水槽が使えないことも想定して、ペットボトル等でも飲用水を確保する。

② 上下水	<p>(事例)</p> <p>地震時に、井戸水がにごって使用できなくなった。 受水槽があっても設備に被害を受けて、使用できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入浴はウエットティッシュによる清拭で代替する。寒冷時には加温措置等をする。 モーニングケア、保清、褥瘡処置等の洗浄はウエットティッシュで代替する。 排泄は、下水が使えない場合など、おむつで代替する。汲み置き水の利用も検討する。
③ ガス	<ul style="list-style-type: none"> プロパンガスを利用している施設は、都市ガスと比較してガスを使用することが出来る可能性が高いが、配管の不具合等により使用できないことも想定されるため、カセットコンロとガスボンベを備蓄する。専門業者が点検し安全を確認した上で、利用する。 災害時には炊き出しを行うことを想定し、平時から訓練を行う。暖かい食事の提供等を重視する施設においては、十分な薪の備蓄と炊き出し用の調理器具等を用意しておく。 入浴はウエットティッシュによる清拭で代替する。 調理は備蓄食料品を利用したり、カセットコンロにより調理する。

＜事例＞能登半島地震被害状況(1月16日現)
石川県内市町村のほぼ全域で断水が続いている。
障害者関係施設の被害では、県内300近い施設が一部損壊、停電が報告されているが、全施設共通して断水している。
時時刻刻(朝日新聞)によれば、「電気とガスは使えるが断水が続く。」「給水車が間に合っていない。バケツで雨水を集めたり、近くの川から水をくんだりして汚水を流すのに使っている」施設がある。「貯水槽の水があと3日で底をつく。」「150人分の米を炊くと、水が足りない」などの訴えがあった。

緊急時の対応策（職員参集基準等）：参考

項目	確認事項
	避難確保計画の策定に準拠する
1. BCP発動基準	<input type="checkbox"/> 地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。
2. 行動基準	<input type="checkbox"/> 災害発生時の行動基準を記載する。
3. 対応体制	<input type="checkbox"/> 対応体制や各班の役割を図示し、代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。
4. 対応拠点	<input type="checkbox"/> 緊急時対応体制の拠点となる候補場所（安全かつ機能性の高い場所）を記載する。
5. 安否確認	<input type="checkbox"/> 利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく。 <input type="checkbox"/> 非番を含む職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく。
6. 職員の参集基準	<input type="checkbox"/> 地図を活用し、被災時に徒歩で参集可能な職員数を確認する。 <input type="checkbox"/> 自宅が被災した場合など、参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。
7. 施設内外での避難場所・避難方法	<input type="checkbox"/> 一時的に避難する施設内・施設外の場所と、避難経路や誘導方法を記載する。 <input type="checkbox"/> 津波や水害などによる浸水の危険性に備えて、垂直避難の方策を検討しておく。 <input type="checkbox"/> 避難先で最低限のケアを継続するために必要な方策を検討しておく。 <input type="checkbox"/> 勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などの不利な状況も想定しておく。
8. 重要業務の継続	<input type="checkbox"/> 平常時の対応で選定した優先業務から、利用者の生命・健康を維持するために必要な特に重要な業務の継続方法を記載する。 <input type="checkbox"/> 被災想定（ライフラインの有無）と職員の出勤とを合わせて、時系列で記載する。
9. 職員の管理	<input type="checkbox"/> 休憩・宿泊場所の候補場所を検討し、指定しておく。 <input type="checkbox"/> 職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の勤務シフト原則を検討しておく。
10. 復旧対応	<input type="checkbox"/> 復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所の確認や各種業者連絡先一覧を整備しておく。

<事例:参照>

職員の参集基準(緊急時の対応)

- 発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。
- 地図を活用し、被災時に徒歩で参集可能な職員数を確認する。

<要点解説>

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、職員が自動参集するよう予めルールを決め、周知しておく。
- 一方、「参集しなくてよい状況」を明確に定め、職員を危険にさらしたり、参集すべきか板挟みで苦しませたりすることのないように配慮することも重要。
- 24 時間ケアを行う必要がある入所施設は、災害が「日中に発生した場合」と「夜間に発生した場合」に分けて自動参集基準を定めるとよい。その際、利用者の安否確認が速やかに行われるよう担当を決めておく。
- 災害時の移動は原則「徒歩」であり、道路の陥没や橋梁の落下などにより、迂回ルートを取る必要性などから移動速度は「2.5キロメートル毎時」が目安(平常時は4キロメートル毎時)。

<事例>

夜間等に災害発生時の参集基準（洪水・高潮・土砂）

- ・**警戒レベル2、警戒レベル3、警戒レベル4**、での参集範囲や連絡方法（自主・自動等）を定め、迅速に対応するための体制を整備しておく。
- ・また夜間の当直者（責任者）が、**河川の氾濫の前兆現象**や停電等を確認した際には、迅速に対応するための**連絡方法等**の体制を整備しておく。

配備体制区分 （参集基準・警戒レベル）	配備基準 （参集基準）	対象職員 （参集要員）
注意配備体制 （注意参集・ 警戒レベル2 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき ・警報級の可能性があるとき ・氾濫注意情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること ・情報収集伝達班長も同様に待機
警戒配備体制 （警戒参集・ 警戒レベル3 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨（土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき ・地域に災害の前兆現象が発生した場合（自主避難を判断したとき） ・氾濫警戒情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること（状況により非常参集する場合がある）
災害対策本部体制 （非常参集・ 警戒レベル4 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者等避難」「避難指示」が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・氾濫危険情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること（参集できない場合は連絡をする）

* 施設の規模や職員数、利用者数等を踏まえ、施設の実情に応じた参集基準の作成をする。

【避難をする時期(判断基準)及び活動内容(避難誘導等)】

体制区分	避難の判断基準	活動内容 (避難誘導等)	要員体制 (参集基準)
注意体制 (注意参集) 警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨、洪水、暴風雪、高潮注意報が1以上発表されたとき ・警報級の可能性があるとき ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等の情報収集及び警報級の可能性の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること(情報収集) ・情報収集伝達班長も同様に待機(情報収集)
警戒体制 (警戒参集) 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に大雨(土砂災害)、洪水、暴風、暴風雪、高潮警報が1以上発表されたとき ・地域に災害の前兆現象が発生(自主避難を判断したとき) ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等の情報収集 ・使用する資器材の準備 ・保護者への事前連絡 (利用者の引継ぎ連絡) (通所施設の休業判断) ・要配慮者の避難準備又は状況により自主避難の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること ・状況により非常参集する場合がある
非常体制 (非常参集) 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者等避難」、「避難指示」が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難誘導開始(上層階への誘導) ・施設内全体の避難誘導 ・施設外避難誘導開始(平屋建施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者及び〇〇班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第参集すること (参集できない場合は連絡をする)

* 判断基準は、活動内容、従業員数、利用者数等を踏まえ、施設の実情に応じて設定する。

重要業務の継続 (緊急時の対応)

- インフラ停止、職員不足、災害時の特有業務の発生などの理由から、業務量が増大することが考えられる。
- 平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を記載する。
- 被害想定（ライフラインの有無）と職員の出勤率とを合わせて、時系列で記載すると整理しやすい。

<記載例>

経過目安	夜間職員のみ	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率70%	出勤率90%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止もしくは減	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける	ほぼ通常通り
給食	休止	必要最低限のメニューの準備	飲用水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し、光熱水復旧の範囲で調理再開	炊き出し、光熱水復旧の範囲で調理再開

(出典) 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画 (一音)

障害施設のBCP作成ガイドライン(厚労省)

(記載例)

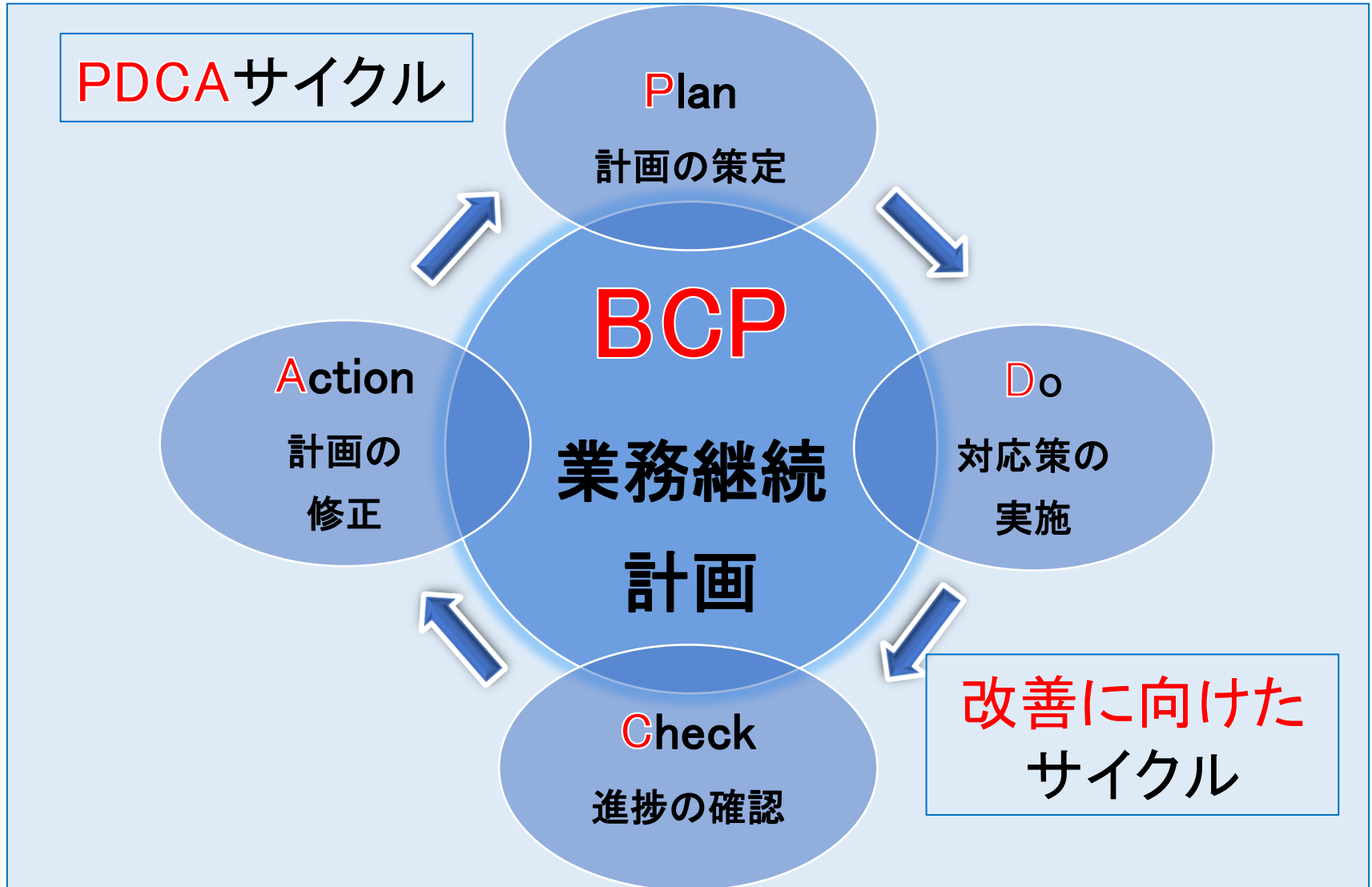
経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率 3% (●名)	出勤率 30% (●名)	出勤率 50% (●名)	出勤率 70% (●名)	出勤率 90% (●名)
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・利用者の 安全確認のみ	安全と生命を守る ための必要最低限	食事、排泄 中心 その他は休止も しく減	一部休止、減とす るが、ほぼ通常に 近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限のメ ニューの準備	飲用水、栄養補 助食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理再開
食事介助	休止	応援体制が整う までなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が整う までなし	必要な利用者は うがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し たい入浴

(出典) 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画 (一部抜粋)

業務継続計画 (BCP) の検証・見直し

➤ 「ひな形」などを有効に活用して、事業所の実情に合った「事業継続計 (BCP)」を策定する。



ご清聴
ありがとうございました



業務継続計画 (BCP) は平常時にこそ準備を進める